

地域福祉活動を支える財源について

厚生労働省社会・援護局総務課

地域福祉活動を支える財源について

地域福祉にかかる主な公的財源 (平成19年度事業費ベース。)

【高齢者福祉】

- ・地域支援事業交付金
1,077億円

【障害者福祉】

- ・地域生活支援事業費
800億円

【児童福祉】

- ・次世代育成支援対策交付金
730億円

地域福祉にかかる主な民間財源

【共同募金配分金】

約188億円(平成17年度実績。)

【助成財団による助成】

約233億円※

※日本の上位20財団年間助成額(平成12年度決算)
(栃本一三郎【編著】『地域福祉の広がり』(ぎょうせい、
平成14年)p169。)

寄付をめぐる現状について

寄附金税制について

「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」

～平成17年6月 税制調査会 基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキング・グループ

三 寄附金税制のあり方

1 寄附金税制の見直しの基本的方向

わが国の現行の寄附金税制は、(i)国・地方公共団体に対する寄附金、(ii)指定寄附金、(iii)特定公益増進法人に対する寄附金、(iv)認定NPO法人に対する寄附金等の区分に対応して、個人ないし法人が寄附を行った場合、各々の課税所得の計算上、一定限度の所得控除ないし損金算入ができる仕組みとなっている。こうした寄附金税制は、本来課税すべき利益を減額してでも、民間の公益的活動の発展に資するため政策的に寄附活動を支援するとの考え方に基づいているものである。このため、真に政策的支援にふさわしい公益的な非営利法人を厳格に絞り込んだ上で、税制上の優遇措置が適用されている。

しかしながら、「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」でも示唆したように、近時、わが国経済社会は大きく変容しつつある。少子・高齢化の進展、右肩上が経済の終焉、社会の多様化の進行といった構造変化が進み、きめ細かな社会ニーズに対応しうる柔軟で厚みのある社会システムを再構築することが求められている。こうした中で、これまでになく、「民間が担う公共」の領域の役割が重要となっている。その主たる担い手が公益的な非営利法人であり、その活動を資金面で支えるのが寄附金である。

このような状況の下、「新たな非営利法人制度」の制度化を契機として、税制面において、欧米諸国並みに寄附文化を育んでいくためのインフラ整備に積極的に寄与するとの視点が重要となる。かかる視点に立って、寄附金税制についての従来の考え方を抜本的に見直し、より一層その充実を図る方向を目指すべきである。こうした寄附金税制の拡充は、「民」が「公共」の領域により深く主体的に関与するチャネルを拓き、今日的視点から官民の役割分担のあり方を改めて見直すきっかけにもなりうるものである。

もとより、寄附文化は優れて歴史的・文化的な背景や社会風土に規定されるものである。わが国においては、寄附文化はこれまで比較的希薄と言われており、寄附金税制が果たす役割にも自ずと限界がある。真の意味で寄附文化を発展させるためには、寄附金税制の抜本改革のみならず、公益的な非営利法人において適正な事業活動や情報公開により寄附者の理解を得るための一層の努力が求められる。そして何よりも、国民一人一人における「公共」意識を育てる努力こそが欠かせない。

寄附金(個人・法人)に関する日米の状況

未定稿

1. 寄附金総額推計

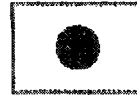
(2002年)

	日 本	アメリカ
個 人	2,189億円	22兆9,920億円
法 人	5,092億円	1兆5,255億円
合 計	7,281億円	24兆5,174億円

(出所) 内閣府経済社会総合研究所「ESRI Discussion Paper Series No. 126」

2. 家計調査からみた寄附金の額(個人)

*** 家計毎の1年間の平均的な寄附金の額 ***



2,575円

(出所) 総務省「家計調査年報(平成18年)『家計収支編』詳細結果表(総世帯)」

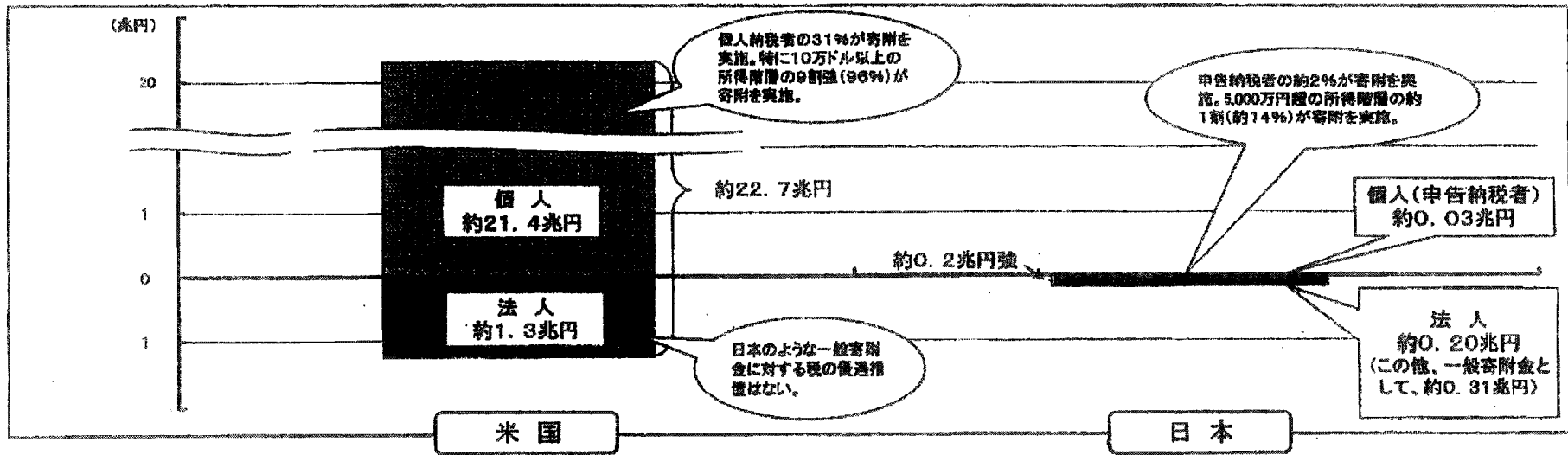


1,620ドル

(出所) Independent Sector財団(2001年)

3. 寄附金控除額

(2007年1月)



(注) 1ドル=117円(平成18年6月~12月の基準外圍為替相場)
 寄附金額は、個人及び法人の寄附金控除額である。なお、日本の個人の寄附金控除額は申告納税者の計算であり、還付申告者は含まれていない。
 また、米国の寄附金控除額には、宗教団体への寄附金分も含まれている。
 (出所) IRS(個人は2005年、法人は2004年)、国税庁(平成17年)

※政府税制調査会企画会合資料(平成19年10月12日)より抜粋。

日米英三国募金団体及び税制上の優遇措置の比較

国名	日本	アメリカ	イギリス
募金団体名	共同募金会	ユナイテッド・ウェイ (United Way)	チャリティ援助財団(Charities Aid Foundation)
募金実績額	266 億円 (1995 年度)	31.7 億ドル (3487 億円、1 ドル=110 円として計算) (1994 年度)	9300 万ポンド(163 億円、1 ポンド=175 円として計算) (1992 年度)
国民所得 (1995 年度)	374 兆 2477 億円	5 兆 9542 億ドル (654 兆 9590 億円、1 ドル=110 円として計算)	5360 億ポンド (93 兆 7980 億円、1 ポンド=175 円として計算)
募金方法	戸別募金……………68.4% 街頭募金……………2.3% 法人募金……………14.1% 職域募金……………3.7% 学校募金……………1.9% 興業募金……………0.4% その他……………9.2% (1995 年度)	会社の従業員の募金…52.0% 法人募金……………22.4% 政府職員……………11.2% 専門職の寄付……………2.4% 小企業の寄付……………2.4% 戸別募金……………2.6% 財団からの寄付……………1.0% その他の寄付……………6.0%	コベナント(個人)……24.7% " (法人) ……10.8% 単独寄付(個人)……11.8% " (法人) ……4.3% 給与天引き寄付……………10.8% その他寄付(個人)……14.0% " (法人) ……23.6%
税制上の優遇措置	個人①寄付額(所得の30%を限度とする)－1万円が所得税の課税対象所得額から控除される。 ②寄付額(所得の25%を限度とする)－10万円が住民税の課税対象所得額から控除される	個人…所得の50%まで所得税の課税対象所得から控除される	寄付者が指定した適格公益公団に対して寄付金に関し、寄付者の税率にしたがって計算した税額相当分を内閣歳入庁から還付される
	法人…寄付額が全額損金扱いになる。	法人…所得の10%まで法人税の課税対象所得から控除される	

※「みんな一緒に生きてゆくー共同募金運動50年史ー」(社会福祉法人中央共同募金会、1997年) p205 より抜粋。
ただし、「国民所得」は、「財政金融統計月報第268号」を用い、厚生労働省社会・援護局が推計。

寄付金に関する税制上の優遇措置

寄付金の区分	国・地方公共団体に対する寄付金	指 定 寄 附 金	特定公益増進法人に対する寄付金	認定NPO法人に対する寄付金
寄附をした者の税制上の取扱い	・公立高校 ・公立図書館 など	・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根共同募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など	・日本赤十字社などの特殊法人 ・公益法人のうち科学技術の試験研究や学生に対する学資の支給を行うもの ・学校法人 ・社会福祉法人 など	特定非営利活動を行う法人(NPO法人)のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの
所 得 税	「寄附金(※)－5千円」を所得から控除 ※ 総所得の40%を限度			
法 人 税	全額損金算入	一般の寄附金(注1)とは別に、以下を限度として損金算入 (所得額の2.5%＋資本等の金額の0.25%)×1/2)		
相 続 税	国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			
個人住民税	都道府県、市町村及び特別区に対する寄附金及び都道府県共同募金会又は日本赤十字社支社に対する寄附金 「寄附金(※)－10万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度			

(注)

1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外のもので(所得金額の2.5%＋資本等の金額の0.25%)×1/2を限度として損金算入される。
2. 個人が法人に対して土地等の資産を贈与した場合には、通常、資産の譲渡があったものとみなして所得税が課税されるが、公益の増進に著しく寄与する公益法人等に対する贈与等で、国税庁長官の承認を受けたものは非課税。
3. 公益法人、NPO法人に贈与又は遺贈した財産については、相続税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除いて相続税又は贈与税は課税されない。

※財務省・総務省資料に基づき厚生労働省社会・援護局作成(平成19年4月)